

東ティモール経済・社会情勢サマリー

【概要】

- 東ティモール政府は2011年7月12日、2030年までの「戦略開発計画(Strategic Development Plan)」を公表。2030年までには極度の貧困を根絶して上位中所得国入りするとともに、ASEANとの経済格差を解消し、民主的かつ環境的に持続可能な社会になることを目標として掲げている。また、政府は復興の段階から、「インフラ開発」、「人材育成」及び「石油依存経済からの脱却」の3つを柱とした開発を推進し、資源以外の産業の育成・多様化と雇用の創出及び貧困削減を政策課題としている。
- 過去4年間の経済成長率は好調を維持している。2010年、2011年は二桁のGDP成長率(非石油部門)を達成し、2012、2013年も8%台を維持している¹。また、2012年時点の一人当たりGDP(除:資源収入)はUS\$1,105であり、2007年時(US\$550)と比較して2倍以上の伸びであった。資源収入を含めると、2012年時点の一人当たりGDPはUS\$4,840にのぼる。
- 人口の約46%を15歳以下の若年層が占める一方で、急激な人口増とともに若年層(19~24歳)は失業率が約13%を記録している²。
- 2001年から2007年にかけて貧困ライン以下で生活(一日0.88米ドル未満で生活)している人口が増加した(36%→49.9%)が、2007年以降は減少傾向にあり、2009年時点では全人口の約41%である。ミレニアム開発目標では、2015年までに14%まで改善させることを目標としている³。
- 人口の約65%が零細農業に従事している⁴。
- 東ティモールは腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減に繋がる責任ある資源開発を促進するという多国間協力の枠組みであるEITI(採取産業透明性イニシアティブ)の遵守国としてアジアで最初に認定されており、当地石油基金の透明性は高いとされている。
- 東ティモールは、20ヶ国からなる脆弱国グループ(g7+)において設立当初から中心的な役割を果たし、ピレス前財務大臣は2014年5月末まで本グループの議長を務めた。
- 2012年3月、我が国と東ティモール政府は東ティモールに対する初の円借款事業となる「国道1号線整備計画」に関する交換公文に署名した。また、世界銀行及びアジア開発銀行とも借款事業の合意文書が署名される予定であり、主要ドナーから、借款受け入れ国として当地の平和と安定に対して信頼を得つつある。
- 国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)は2012年後半から撤収を段階的に実施し、同年12月にはその活動を終了。名実ともに、紛争からの復興期を脱して、本格的な開発の段階に移行している。
- 2015年2月16日、ルイ・アラウジョ新首相の下に第6次立憲内閣が発足し、国務大臣4名、大臣12名、副大臣11名、国務長官10名が任命され、グスマン前首相は計画・戦略投資大臣となった。

¹ 2014 State Budget, Ministry of Finance, 2014.

² 2010 Census, General Directorate of Statistics, 2010.

³ Timor-Leste The Millennium Development Goals Report 2014, Ministry of Finance, 2014.

⁴ 2010 Census, General Directorate of Statistics, 2010.

1. 基礎データ

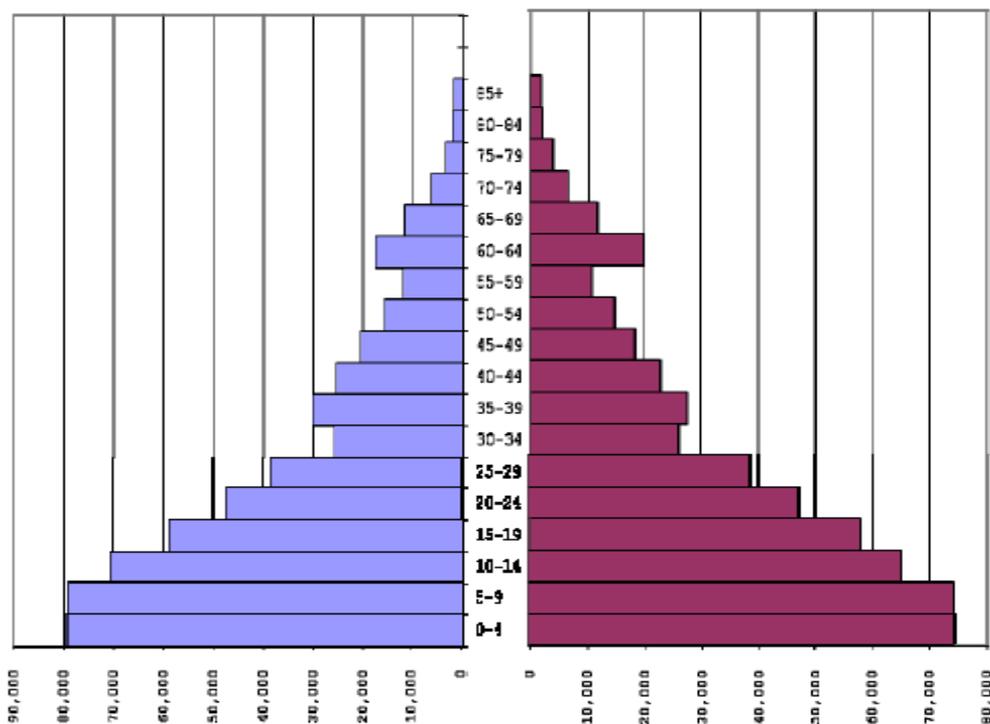
海に囲まれ、山岳部が多い。東京・千葉・埼玉・神奈川をあわせた大きさ。

面積	14,919km ²
標高(最高地点)	2,960m (ラメラウ山)
最長の川	80km (ラクロ川)
行政区分	13県(District)、65準県(Sub-District)、442村(Suco)、2,228準村(Aldeia)

人口の大半が若者で占められる(0-14歳;46%、15-64歳;51%、65歳-; 3%)⁵。

人口	約117.8万人 (内、女性は49.2%)	2014年世界銀行(※数字は2013年時点)
出生率	5.7	2010年東ティモール財務省統計局
人口増加率	2.5	2014年世界銀行(※数字は2013年時点)
人口密度	71.5人/km ²	2010年国勢調査
男女比	104.2	2010年国勢調査
平均年齢	18.8歳	2010年東ティモール財務省統計局
平均余命	67歳	2014年世界銀行(※数字は2012年時点)

【男女別 人口構成】⁶



Fonte/Source: Direcção Nacional de Estatística / National Statistics Directorate of Timor-Leste

⁵ Population ages 0-14, 15-64, 65- : Indicators (online source), World Bank, 2014.

⁶ Population Distribution by Administrative Areas Vol2. Population and Housing Census 2010, Ministry of Finance, 2010.

2. 経済

- 2007年以後、資源収入の支えによって着実な経済成長を見せているが、GDP に占める資源収入の割合が2012年時点で約77%であり、資源収入の増大は主に国際石油価格の高騰(62米ドル／1バレル(2009年)→105米ドル／1バレル(2012年))⁷に起因するところが大きい。しかし、2014年9月以降、石油価格は100米ドル／1バレルを下回って取引されており、2015年1月には40米ドル／1バレル台⁸まで低下した。
- 他方、2012年の資源収入以外のGDP総額は07年統計の約2.3倍となり、堅実な成長を見せている。当地にコーヒーに代わる主要産業が未だに発達していないことを勘案すれば、資源収入を背景とした政府歳出主導による公共事業、特に基礎インフラ開発による経済活性化が、インフラ関連産業をはじめとする非石油関連産業に恩恵をもたらしたと考えられる⁹(図2-1、表2-2参照)。
- 当国のGDP(除:資源)は政府支出が大きな割合を占め、貿易収支のマイナスを補っている構造である¹⁰。今後は投資と個人消費を増加させる施策が求められる(図2-3参照)。
- 途上国においてGDP(除:資源収入)とGNI¹¹(含:資源収入)の差が大きいのは特殊なケースである。コーヒー以外の目立った国内産業がない一方で、石油基金に入ってくる天然資源収入が大きいという構造を示している(表2-2参照)。
- 経済が急激に発展すると同時に急激なインフレも進行し、2001年12月の消費者物価を100としたとき、2012年12月の消費者物価は約229であった。しかし、2014年に入ってからインフレも落ち着き、3%代¹²となったが、2015年以降は高止まりする政府支出を背景に5.4%程になると予測されている¹³。
- 物資のほとんどを輸入に依存する当地では、世界的な物価変動の影響を受けやすい。しかし、世界的な食糧価格高騰が落ち着きを見せた2013年においても当地でインフレが継続した(15.6%:2013年6月時点)要因は、外的要因以外に当地政府主導型財政出動やインフラ未整備等の構造問題に起因している可能性が高い¹⁴。
- 当国通貨である米ドル(USD)は、過去1年ほどインドネシア・ルピア(INR)及び豪州ドル(AUS)に対してドル高傾向が続いており、輸入過多の当地経済にとっては有利な状況が続いている¹⁵(図2-4参照)。
- 外貨準備高は、2000年代後半は2億米ドル台だったものの、2012年末には約9億米ドル(輸入の約6.3ヶ月分)となり、2010年からほぼ倍増した。2013年末の残高は、約7億米ドルとなっている¹⁶。
- 貧困ライン(1日0.88ドル)未満の生活をしている人の割合は、2009年時点で全人口の約41%であり、2007年の49.9%から約9%削減されているが、独立前の2001年の36%より悪化している。2015年までに14%まで引き下げることがMDGsの目標である。
- 2012年時点で、東ティモール全人口の55%は安全な水へのアクセスがなく、全人口の60%が衛生施設を持たず、人口の60%は電気のない生活をしていると言われる¹⁷。
- デイリと地方との経済格差も課題とされている。2012年時点で、デイリとその他地方都市では雇用者数において5倍の開きがあり、賃金については2.4倍、非資源産業の収益に至っては約97%がデイリにおいてあげられている¹⁸。

⁷ World Economic Outlook, IMF, 2012.

⁸ OPEC Monthly Oil Market Report 15 January 2015, OPEC, 2015.

⁹ 2015 State Budget, Ministry of Finance, 2015.

¹⁰ 2015 State Budget, Ministry of Finance, 2015.

¹¹ 国民総所得:一定期間に国民によって新しく生産された商品やサービス等の付加価値(儲け)の総額

¹² Consumer Price Index Timor-Leste January 2014, Ministry of Finance, 2014.

¹³ Pacific Economic Monitor Midyear Review, Asia Development Bank, 2014.

¹⁴ IMF.2010. Democratic Republic of Timor-Leste: 2013 Article IV Consultation – Staff Report, IMF, 2013.

¹⁵ Bloomberg.com Exchange Rate, Bloomberg online source, 2015.

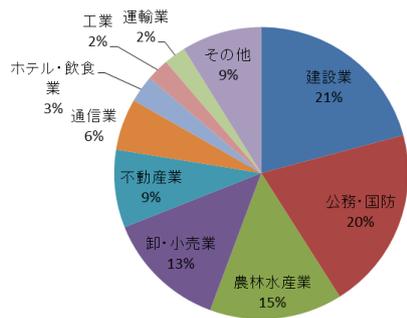
¹⁶ Timor-Leste International Investment Position 2012-2014, Central Bank, 2014.

¹⁷ 東ティモール民主共和国 JICA 国別分析ペーパー, JICA, 2013.

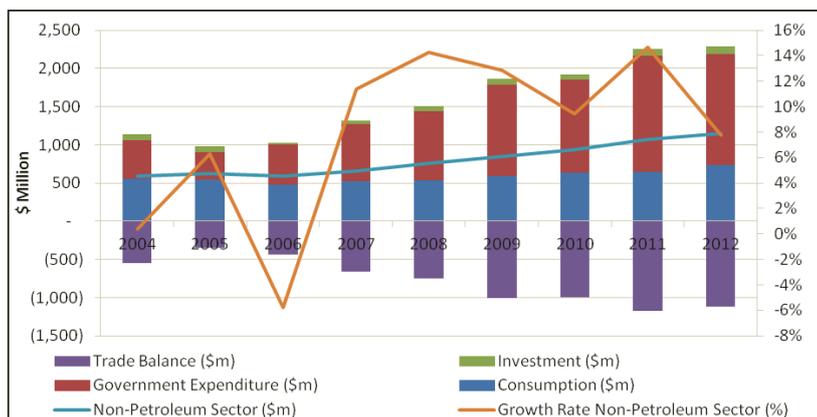
¹⁸ Business Activity Survey of Timor-Leste 2012, Ministry of Finance, 2014.

- 海外在住東ティモール人移民からの送金 (remittances) は、国内産業が発達していない国では経済活性化の一助になると考えられている。周辺諸国と比較してGDPに占める送金額の割合は未だ小さいものの、2012年時点で送金総額は石油収入を除いたGDPの約8.7%に相当¹⁹しており、2006年時点での1.4%と比べて着実に増加している。主な移住先としては、インドネシア、オーストラリア、イギリス、ポルトガル等と言われている²⁰。

【図2-1】2011年時点
GDPに占める非石油関連産業割合



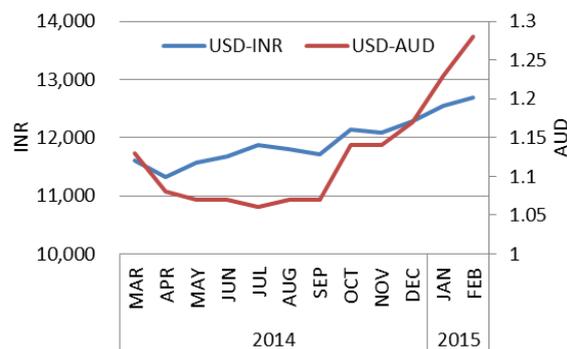
【図2-3】GDP(除:資源)2004-2012



【表2-2】GDP、GNI、CPI推移

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
国内総生産 (GDP) (含: 資源収入) (million US\$)	2,965	4,439	3,299	4,216	5,798	4,073	4,161	4,190
国内総生産 (GDP) (除: 資源収入) (million US\$)	559	694	827	934	1,128	1,293	1,487	1,767
一人当たりGDP (含: 資源収入) (US\$)				2,908		4,840		
一人当たりGDP (除: 資源収入) (US\$)	550	672	780	876	1,002	1,105		
国民総所得 (GNI) (含: 資源収入) (million US\$)	1,885	3,116	2,475	3,194	4,569	4,529		
GDP成長率 (除: 資源収入)	11.7%	14.6%	12.8%	9.5%	12.0%	8.2%	8.0%	8.8%
消費者物価指数 (CPI)	9.0%	7.7%	0.1%	6.8%	13.5%	11.8%	11.1%	

【図2-4】為替動向



3. 貿易²¹

■輸出

- 主輸出産品としてコーヒー豆が挙げられるが、2013年度は再輸出 (re-export)²²額を除いた輸出額の約98%を占め、モノカルチャー経済の典型と言える。当地では産業を支える人材不足から、加工産業の発展に向けては課題が多い(表3-1、図3-2参照)。
- コーヒーの他には、コメ、メイズ(とうもろこし)、イモ類、ココナツ等を栽培している。しかし、当地産農産物は人件費や輸送費の高さ等の影響をうけて総じてコスト高であり、他国との価格競争力のなさが課題である。また、ドル建ての経済であるため、米ドル価値が他通貨と比較して強い場合は国際市場における当地産農産物の競争力が高まらないのではという懸念もある。
- 2013年度の再輸出 (re-export) 相手先は、1位シンガポールが全体の約30%、続いてインドネシア、オ

¹⁹ Personal Remittances, Received : Indicators (online source), World Bank, 2014

²⁰ Jestaun Traballador Migrante iha Timor-Leste: Oportunidade and Defaziu (PowerPoint material), IOM Timor-Leste, 2014.

²¹ External Trade Statistics Annual Reports 2013, Ministry of Finance, 2014.

²² 一旦海外から輸入したものを、一定期間内に海外へ輸出すること。また、加工や修繕のために輸入したものを、半製品や完成品にして輸出すること。再輸出を条件として、原料輸入の際に輸入関税の猶予、免除が受けられる。東ティモールに関しては、当地で付加された価値が全体の50%未満の製品を指す。

ーオーストラリア、スーダン、リベリア等と続く。

- ティモール・コーヒーで生産される豆はアラビカ種とロブスタ種であり、主に輸出されるコーヒー豆は高級品種のアラビカ種である。2013年の輸出相手国は、ドイツ、アメリカで84%を占めており、日本は6%の第3位であった(図3-3参照)。

■輸入

- 2013年の主要輸入品目としては、第1位の鉱物性燃料(原粗油、液化天然ガス、石油製品)が前年対比約40%の伸びを記録した他、第2位の車両(鉄道車両を除く)が前年対比約20%増、その他は電子機器、織物製品、穀物、飲料製品と続く。
- 2013年の輸入総額は5.288億米ドルで、輸入相手国は、インドネシアが約34%を占め、続いてマレーシアが約15%、シンガポール、ベトナム、中国、台湾、オーストラリアと続き、日本は第9位である。
- 主食の一つであるコメの輸入に関して、食糧安全保障の観点から当地政府がベトナム、タイ等からの輸入米に補助金を出して安価に市場に流通させており、当地米農家の生産意欲に負の影響を与えていると言われている。2013年度においては、コメ輸入全体の約18%(8,171トン)が政府による調達であった²³。
- 当地は慢性的な貿易赤字に陥っており、2013年においては約4.8億米ドルの赤字を記録している(表3-1、図3-2参照)。

■その他

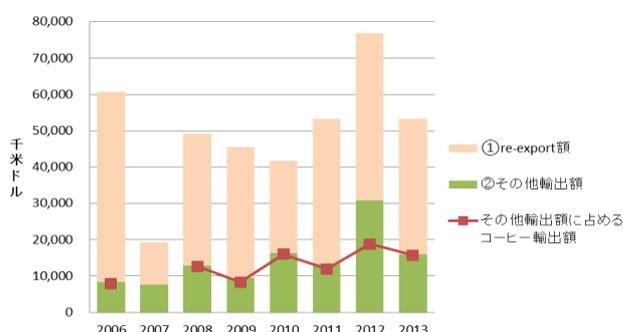
- 当国関税は、2008年の税制改革によって6%から2.5%に引き下げられた。
- CPLP諸国との間では、石油、天然ガスの共同採掘と精製を行う共同企業体(Consortium)が2014年7月のCPLP会合にて設立され、今後当地では陸上石油開発において共同研究が行われる予定である²⁴。

【表3-1】貿易収支推移

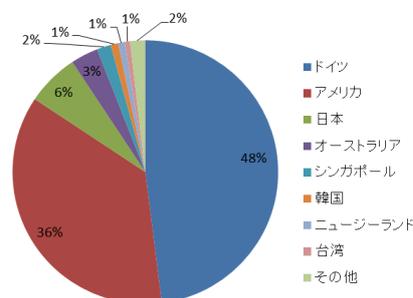
単位:千米ドル

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
①re-export額	52,231	11,455	36,307	36,021	25,265	40,051	46,100	37,229
②その他輸出額	8,455	7,734	12,899	9,491	16,395	13,202	30,793	16,049
その他輸出額に占めるコーヒー輸出額	7,999		12,632	8,291	15,987	11,923	18,813	15,781
総輸出額(①+②)	60,686	19,189	49,206	45,512	41,660	53,253	76,893	53,278
総輸入額	100,802	206,133	268,583	295,096	298,091	339,630	670,121	528,824
貿易収支	-40,116	-186,944	-219,377	-249,584	-256,431	-286,377	-593,228	-475,546

【図3-2】輸出額推移



【図3-3】東ティモール産コーヒー豆主要輸出国



²³ Timor Leste Food Security Bulletin Issue No.7 April-June 2014, Ministry of Agriculture and Fisheries, 2014.

²⁴ 'Portuguese-speaking countries plans to study joint oil production', 25 July 2014 Macauhub online, 2014.

4. 投資

■当地国内の投資環境整備状況

- 投資に関連した制度については、2008年の税制改革によって非石油製品に係る税率が定められた他、関連法規については2005年施行の国内投資法と海外投資法を統合する形で、2011年9月28日に民間投資法(Private Investment Law)が施行されている。
- 2014年に世界銀行が発表したレポート²⁵によると、当地のビジネス環境についてのランキングは189各国中で172位という結果であった。
- 上記ランキングは計10項目²⁶において手続きの煩雑さ、時間、コスト等が総合的に評価されており、2014年の結果では、建設許可の取り扱い、資産の登録、貸付金の調達、国境を越えた貿易、契約の施行、破産処理において、法整備とその施行状況といったビジネス環境について前年と比較して改善が不十分と評価され、結果として低順位となっている。
- 特に、土地法、破産処理法が未整備であることが、海外からの投資を抑制する原因となっており、国会において法整備に向けて継続して議論が行われている。
- 逆に、ビジネスの開始、電力の確保、投資家の保護、税金の支払いでは、東アジア・太平洋州平均よりもよい順位であった。特にビジネスの開始は、2013年の169位から96位と大幅に順位を上げた。
- また、世界経済フォーラムが発行しているレポート²⁷においても、2013年度の当地ビジネス環境への評価は148ヶ国中138位と低評価であった。
- 具体的には、全12評価項目²⁸の中の特にインフラ、市場規模が最低評価であった一方、マクロ経済環境、特に対 GDP 政府予算バランス、対 GDP 国民総貯蓄、及び対 GDP 国債額については最高評価であり、その他発展途上国平均を上回る評価であった。
- さらに、投資に際しての懸念事項として、汚職、労働者の労働倫理不足、金融アクセス、政府の非効率性への指摘が多い一方で、政情不安やインフレへの懸念はそれほど大きくないという結果であった。
- 2008年に国内税制が改定され、月収 US\$50以上の労働者には10%の所得税が課せられる(US\$500以下は課税なし)。法人税については、外資系企業に対して30%が課税される²⁹。

■海外直接投資

- 海外からの直接投資(FDI)は、2007年を期に急増しているが、その額は安定しておらず乱高下を繰り返している(図4-1参照)。
- 2006年～2014年第三四半期までの国内・海外直接投資は併せて100件が登録され、海外からは豪、尼を中心に投資が行われた³⁰(表4-2、図4-3参照)。
- 2015年1月には、ハイネケン・アジア太平洋州が約4,000万米ドルを投資してアルコール、ソフトドリンク製造工場をヘラ地区に建設することが決定した。建設は今年から開始され、直接、間接雇用を併せて、約1,000名の新規雇用創出が期待されている。

■国内直接投資と産業開発

- 2030年までの当地戦略開発計画(SDP)内において、資源産業に頼らない当地産業の多様化が目標の

²⁵ Doing Business 2015 Economy Profile: Timor-Leste, World Bank, 2014.

²⁶ ビジネスの開始、建設許可の取り扱い、電力の確保、資産の登録、貸付金の調達、投資家の保護、税金の支払い、国境を越えた貿易、契約の施行、破産処理

²⁷ Global Competitiveness Report 2013-2014, World Economic Forum, 2014.

²⁸ 制度・慣行、インフラ、マクロ経済環境、健康と初等教育、高等教育とトレーニング、財市場効率性、労働市場効率性、金融市場、技術準備状況、市場規模、ビジネス洗練性、イノベーション

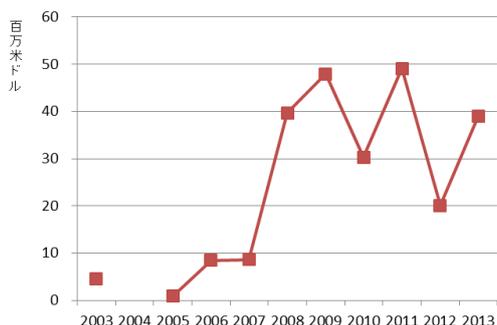
²⁹ Trade Manual: Timor-Leste Investing in Timor, SEAPRI, 2014.

³⁰ List of Private Investment 2006-2014, SEAPRI, 2014.

1つに掲げられており、具体的には農業、観光産業振興と資源産業の強化が挙げられている。現在開発中の油田、ガス田は2023年頃までには枯渇すると言われており、石油基金の資産は潤沢ではあるものの、例年国家歳入の約9割は資源収入に依存している現状の打破が急務である。

- ティモール人起業家の金融アクセスを向上させ、開発計画に対してより高いオーナーシップを持つために、東ティモール開発銀行(National Development Bank)設立計画が一部のドナーの支援によって進められており、今年6月までに銀行の役割と幹部組織構造が明示される予定である³¹。
- 2012年度の各産業の成長率は、昨年対比で情報・コミュニケーションが19.6%、農林水産業が14.6%、不動産業が14.4%、公共事業が11.0%となっている³²。

【図4-1】対東ティモール 海外直接投資(FDI)推移³³

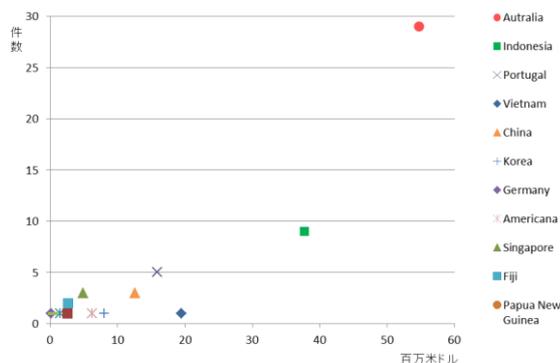


【表4-2】2006-2014年 国内・海外直接投資

	国内投資	海外直接投資
件数	41	59
投資総額(\$)	139,368,715	169,499,314
国数	-	14
主要投資分野 (投資額順)	セメント製造	ホテル・サービス (豪7、葡2、中1、韓1、尼1)
	燃料配布	通信サービス (越1、尼1、葡1)
	建設	不動産開発 (豪5)
	不動産開発	貿易 (尼6、中2)

【図4-3】2006-2014年 海外直接投資

(国別投資額と件数比較)



5. 労働市場³⁴

■労働市場の特徴と課題

- 2010年時点において、44%近い人口が15歳以下の若年層である³⁵。従って、約50万人近い人口が今後4~18年間の間に労働市場に参画することになる。
- 国造り、経済開発に不可欠な人材不足が当地では大きな課題となっている。紛争や国内が不安定だった時期の海外への人材流出及び紛争中・紛争後に育った世代がきちんとした教育を受けられなかった等の事情により、多くの分野で人材不足・能力不足が指摘されている。

³¹ Timor-Leste takes steps towards establishing a National Development Bank 21/01/2015, Spokesperson V Constitutional Government, 2015

³² Timor-Leste National Accounts 2000-2012, Ministry of Finance, 2014.

³³ Foreign direct investment, net inflows: Indicators (Online source), World Bank, 2014.

³⁴ Population Distribution by Administrative Areas Vol2. Population and Housing Census 2010, Ministry of Finance. 2010

³⁵ 2010 Timor-Leste Labour Force Survey, General Directorate of Statistics, 2010.

- 上記事情により、スキルの高い労働者への需要が高いのに対し、スキルのない労働者の供給が過剰になっている状況である。例えば、インフラ案件実施に際して、プロジェクト管理を行っている人材の大半は、フィリピンやインドネシア等からの技術者であると言われている。
- 当地の労働参画率、及び失業率は特徴的である(表5-1参照)。全労働人口(15-64才)における労働参画率は男女間で大きな開きがある他、東南アジア・太平洋州平均と比較しても男女ともに低い傾向にある³⁶。
- また、若年層(15~24歳)の労働参画率は更に低くなっており、世界の各地域平均と比較しても最も低い結果となっており、若年層の労働機会の少なさを物語っている³⁷(表5-1参照)。
- 失業率については、男女を平均して3.6%と、非常に低い結果となっている。これは、職に就いていないが求職をしていない者、自給自足生活をしている者の多さを物語っている。
- 従って、従属人口率³⁸は非常に高く、労働市場に参画している労働者が一家の大黒柱であり、彼らに対する家計維持の負担が非常に大きいものと考えられる³⁹。

■賃金

- 東ティモールの最低賃金⁴⁰は、2009年UNTAET時代に月85米ドルと定められ、この価格が公務員の最低賃金のベンチマークとなった(2012年には月115米ドルに改定され、2015年現在まで継続している)が、2010年時点で当地の最低賃金は一人当たりのGDPの207%に達している。インドネシアでは、10%の最低賃金の上昇により農業分野での雇用が1%低下したという報告もあり、当地の人材の生産性に対する現状の比較的高い最低賃金は国際競争力と民間セクター開発において不利な状況となっている⁴¹。
- 当地の月115米ドルという額は、これまでASEAN諸国と比較して高いとされてきた。しかし、カンボジアは今年から月128ドル(対2010年比の2倍)となり、ベトナムも147ドル(対2011年比の2倍)となる。また、インドネシアの首都ジャカルタに至っては216ドルとなっており、外資呼び込みのため豊富な労働力と人件費の安さを売りにしてきたアジアの様相が変化している⁴²。
- 2012年度の全産業の平均賃金は、ディリにおいては2,200米ドル(昨対5%減)であるが、地方平均は900米ドル(昨対20%減)と、2倍以上の開きがあり、都市と地方での商業活動状況の差が浮き彫りとなっている⁴³。

■雇用

- 当国では政府機関が最大の安定した雇用先であり、全人口の3.6%を雇用している。この数字は国際的にみても高く、東南アジア地域においてはマレーシアに次いで2位の高さである。また、GDP比の公務員給与についても割高となっている。フィジーやトンガ等と比較すると25~50%近く高く、ラオス、カンボジアと比べると2~4倍の高さである⁴⁴。
- 現在海外からの投資は主に資源開発に向けられている。しかし、資源開発は雇用吸収力が他産業に比べて低いという特徴があることと併せて、当地の人材のスキル不足及び高人件費のために海外直接投資

³⁶ Labor Market issues in Timor-Leste, World Bank, 2013.

³⁷ Labor Market issues in Timor-Leste, World Bank, 2013.

³⁸ 労働市場に参加している人口に対する0歳~14歳、65歳以上の人口及び労働市場に参加していない人口の割合

³⁹ Labor Market issues in Timor-Leste, World Bank, 2013.

⁴⁰ 一般的に、各国の貧困ラインに沿って最低賃金額は設定される。従って、東ティモールの最低賃金の目安は、10%のインフレ率を勘定に入れても月32米ドル程度となる。

⁴¹ Labor Market issues in Timor-Leste, World Bank, 2013.

⁴² 東南アジア、賃上げ続々 企業戦略、見直し迫られる 2014/12/26, 朝日新聞 DIGITAL, 2014.

⁴³ Business Activity Survey of Timor-Leste 2012, Ministry of Finance, 2014.

⁴⁴ Labor Market issues in Timor-Leste, World Bank, 2013.

増加による雇用拡大には結びついていない⁴⁵。従って、当地政府は現在国内に雇用を創出する可能性がある海外直接投資誘致に非常に積極的である。

- 労働力人口に占める農業セクター就労人口が50%以上を占め、農業セクターを除いた就労人口の約半数は公共事業セクターで占められる⁴⁶。
- 2012年12月時点で、約6万人が非天然資源系の商業活動に従事しており、この数字は前年比で約12%伸びている。また、上記6万人の内、74%は男性によって占められており、雇用全体の83%はディリに集中している⁴⁷。
- 産業別にみると、小売り・卸業の成長が著しく、雇用全体の35%(2011年度は23%)を占める。続いて建設業が27%(2011年度は31%)となっている⁴⁸。建設業は当地において多くの雇用を吸収しているが、労働者の多くが期間労働、且つ短期雇用であり、雇用の安定性には欠けるという課題がある⁴⁹。
- こうした状況をうけて、政府は人材資本開発基金を設立し、奨学金付与や職業訓練機会を提供しているが、2014年度の全体の予算に占める割合は3%弱であった。

【表5-1】労働統計比較2011

	男	女	男女平均
対人口比雇用率	54.4	25.7	40.2
失業率	3.1	4.6	3.6
労働参画率(15-64才)			
東ティモール	56	27	41.6
東南アジア・太平洋州平均	81.7	57.6	69.5
労働参画率(15-24才)			
東ティモール	17.2	9.9	13.6
先進諸国・EU平均	49.7	45.6	47.7
東アジア平均	59	61.6	60.3
東南アジア・太平洋州平均	59.3	45.1	52.2
南アジア平均	57.6	23.4	40.5
ラテンアメリカ平均	62.6	42.7	52.7
中東平均	46.7	13.1	29.9
北アフリカ平均	47	19.6	33.3
アブ・サハラ・アフリカ平均	55.9	51.4	53.7

6. 教育制度

■ 仕組み

- 義務教育期間は、初等教育(5~11才)、中等教育(12~15才)であり、その後は高等教育(16~18才)、大学と続く。公立小中学校での教育は無償である。
- 当地における国立大学は1校(UNTL)、私立大学は5校、その他カトリック教会系の職業訓練校(ドンボスコ)が全国に3校、公立の高等専門学校が全国に1校存在する。
- 教育の課題は多く、教育インフラの不足(校舎、教材、教師数・質)、言語問題、卒業後の雇用先の絶対的不足が挙げられる。教員の力量不足も課題であるが、教員1人当たりの生徒数の多さも課題である。特に、初等教育においては教員1人あたり40名弱の生徒を抱え、ディリに至っては初等、中等教育を通じて50名弱の生徒を抱えている⁵⁰(表6-1参照)。

⁴⁵ IMF.2010. Democratic Republic of Timor-Leste: 2013 Article IV Consultation – Staff Report, IMF, 2013.

⁴⁶ 2010 Timor-Leste Labor Force Survey, General Directorate of Statistics, 2010

⁴⁷ Business Activity Survey of Timor-Leste 2012, Ministry of Finance, 2014.

⁴⁸ Business Activity Survey of Timor-Leste 2012, Ministry of Finance, 2014.

⁴⁹ Enterprise and Skills Survey 2013, SEPFOPE, 2014.

⁵⁰ Timor-Leste in Figures 2013, General Directorate of Statistics Timor-Leste, 2014.

■純就学率^{51,52}

- 純就学率は、中学で約23%、高校で約16%と中学生以降に就学率が激減する傾向がある。
- 高校の純就学率を見ると、都市部では30%である一方、地方部では10%にも満たず、都市部と地方部の教育格差が極めて大きい。

■言語教育⁵³

- 当国の公用語はテトゥン語とポルトガル語であり、実用語としてインドネシア語と英語が使用されている。現在、ポルトガル語を解する教職員の絶対数が不足しているため、2013年度に教育省は教員のポルトガル語研修を約3ヶ月間行った。
- 小学校低学年(1-3学年)はテトゥン語の授業が必修であるが、小学校中学年から中学校教育(4-9学年)はポルトガル語が必修科目である。上述のように、教員の語学力不足から右学年の語学教育は当地全体として機能していないと考察される。
- 特に、都市部においてポルトガル語の識字率が約40%なのに対し、地方部では約18%しかないことから、地方部では中等教育がカリキュラムに沿ったかたちで行われていない可能性が高い(表6-3参照)。
- しかし、テトゥン語についても都市部での識字率は約81%、地方では約45%にとどまっている。
- 実用語であるインドネシア語については、都市部で約74%、地方で約32%と、ポルトガル語の識字率よりも高い結果になっている。
- 雇用につながりやすい英語の識字率に関しては、全国平均で約15%であり、他言語に比べて低いが、A SEAN加盟に向けて英語習得への機運が高まっている。
- いずれの言語の識字率も、都市、地方を問わず、男性の方が女性よりも高い傾向にある。

【表6-1】生徒数と教員数

	生徒数	教員数	教員1人当たり生徒数
初等全体	311,003	8,294	37.5
ディリ	56,202	1,169	48.1
中等全体	42,053	1,271	33.1
ディリ	15,952	336	47.5
高専全体	5,496	292	18.8
ディリ	2,309	106	21.8

【表6-2】純就学率

	全国平均	都市部	地方部
小学校			
合計	70.6%	80.2%	67.4%
男	69.9%	79.8%	66.6%
女	71.3%	80.6%	68.2%
中学校			
合計	23.0%	40.4%	17.1%
男	21.1%	36.4%	15.9%
女	25.0%	44.7%	18.4%
高校			
合計	16.0%	30.0%	9.1%
男	14.1%	26.4%	8.3%
女	17.9%	33.3%	9.9%

【表6-3】識字率

	全国平均	都市部	地方部
テトゥン語			
合計	56.1%	80.9%	44.6%
男	61.3%	83.4%	50.3%
女	50.9%	78.0%	39.1%
ポルトガル語			
合計	25.2%	40.1%	18.3%
男	29.0%	42.8%	22.1%
女	21.4%	37.0%	14.6%
インドネシア語			
合計	45.3%	74.1%	31.8%
男	50.0%	77.2%	36.5%
女	40.5%	70.6%	27.3%
英語			
合計	14.6%	24.7%	7.6%
男	17.0%	32.8%	9.1%
女	12.3%	26.2%	6.2%

⁵¹ 教育を受けるべき年齢の総人口に対し、その就学年齢に属して実際に教育を受けている人の割合

⁵² Population Distribution by Administrative Areas Vol2. Population and Housing Census 2010, Ministry of Finance, 2010.

⁵³ Population Distribution by Administrative Areas Vol2. Population and Housing Census 2010, Ministry of Finance, 2010

7. 社会保障制度⁵⁴

■社会保険

- 現在公職者年金(2007年1月施行)と公務員年金(2009年施行の公務員法に規定)の2種類が運用されている。前者に関しては、退職後に公職在籍時の給与の100%にあたる年金が毎月支給されるとともに、各種免税等の特権が付与されている⁵⁵。2015年度国家予算において、公職者年金予算として600万米ドルが計上されている。後者については、60才で退職した公務員は、退職時のランクによって最低賃金(月115米ドル)の3~5ヶ月分の年金が毎月支給される。
- 公的保険制度については、公的機関に所属する高齢者、障害者、死亡者及び遺族年金(2012年5月施行、非拠出型年金)が存在する。
- その他の民間セクターの労働者(企業、NGO等勤務)も網羅した拠出型年金制度(Contributive Regime)を定めた法律は、2014年7月現在国会に法案が提出されており、継続議論が行われている。

■公的扶助(社会手当等)⁵⁶

- 2015年度の国家予算において、公的資金移転としては約3.4億米ドルが計上されているが、そのうち約5割が公的扶助(各種手当)へ配分となっており、その額は2014年度予算計上額よりも増加している⁵⁷。社会手当への公的投資は、2015年度国家予算においてドナーからの支援額を除いた予算(15.7億米ドル)の約11%に相当しており(2014年度は9%相当)、インフラ投資を除いて保健や教育への予算よりも多い予算が計上されている⁵⁸。
- 当地では2012年時点で、社会手当として退役軍人及び遺族手当、高齢者手当、障害者手当、貧困家庭子女への手当(Purse of Mothers Program)の4種類が主として運用されている。それぞれの制度の受益者は、退役軍人及び遺族手当は全人口の約2%、障害者手当2%、貧困家庭子女への手当2%、高齢者手当⁵⁹は29%である。
- 退役軍人及び遺族手当は、受給者は少数であるにも関わらず、社会手当予算の約半分(約8,000万米ドル)を占め、続いて高齢者手当と障害者手当が各々約3,600万米ドルを占める。
- 退役軍人及び遺族手当は年々受給者が増加しており、2008年時には2,011名であったのが、2012年には37,704名となっている。さらに、受給申請者は10万人にのぼると言われており、今後の財政圧迫が懸念されている。
- 当地の対GDP比の社会手当額は、世界で最も割合が高い部類に入り、低開発国の国々と比較しても高いという結果である。
- 必要以上の多額の社会保障は、貧困削減を阻害する可能性がある。世銀の報告書⁶⁰によると、綿密に計画された社会保障制度は貧困削減に大いに貢献することが期待できるが、当国では多額の予算が社会保障に割かれているにも関わらず、貧困率は依然高い状態となっている。その理由として考えられるのは、①退役軍人及び遺族手当額が受益者数の割にあまりに多額であること、②支援対象者の区分けが不十分であるため、本来手当を受けるべき貧困層が受給対象から漏れている、③貧困削減に貢献する可能性が最も高い貧困家庭子女への手当のカバー数があまりに低すぎることに挙げられる。
- 上記現状を受け、2014年6月現在、当地議会において年金基金法改正に向けて議論が行われている。

⁵⁴ Peace, Prosperity and Safety Nets in Timor-Leste: Competing Priorities or Complementary Investments, Australian National University, 2014.

⁵⁵ Lei 1/2007 Pensao Mensal Vitalicia dos Deputados e Outras Regalias, Presidente do Parlamento Nacional.

⁵⁶ 公的機関が主体となって一般租税を財源とし、国民の最低限の生活を保障するために行う経済的援助

⁵⁷ 2.5.2.3: Public Transfers, 2015 State Budget, Ministry of Finance, 2014.

⁵⁸ 2.5.2.3: Public Transfers, 2015 State Budget, Ministry of Finance, 2014.

⁵⁹ 60歳以上で、退役軍人及び遺族年金の受給者ではない者が対象

⁶⁰ Timor-Leste Social Assistance Public Expenditure and Program Performance Report, World Bank, 2013.

8. 国家財政⁶¹

■歳入

- 国家予算の主要歳入源は、資源収入と国内歳入(国内税收等)との2つに分けられる。例年、歳入のほぼ8~9割は資源収入であり、国家財政は資源収入なしでは成り立たない(図8-3、4参照)。
- 資源収入はティモール海で採掘される石油・天然ガスから得られるロイヤリティー収入(石油・天然ガスはオーストラリアに輸送されている)が原資である。ロイヤリティー収入は石油基金(Petroleum Fund)で管理され、中央銀行が財務省の信託の下、基金の運用を行っている。石油基金は限りある天然資源収入を持続的に活用し、次世代にも資源収入の恩恵をもたらすために設立されたものである。
- 石油基金は2014年12月現在約165.3億米ドルの資産で運用されている。2005年の設立以来順調に資産を増やしてきたが、2014年8月頃を境に微増となり、同年11月の168.3億米ドルを境に設立以降初めて資産が減少した。2010年以前は基金の9割を米国債、1割をその他の債権に投資運用していたものから、2010年からは米国債運用の下限を5割とし、残り5割をその他の金融商品にて投資運用するよう変更された(2014年12月時点では米国債等の割合は50.28%)⁶²。また、政府は石油基金の管理法(石油管理法:Petroleum Fund Law)を定め、石油基金から国家予算への年間引き出し上限枠を設定している(図8-3参照)。
- 持続可能な収入見込額(Estimated Sustainable Income、ESI)
石油基金から国家予算への年間引き出し上限枠はESIを元に算定されている。ESIはティモール海におけるオーストラリア・東ティモール間の共同石油開発区域(JPDA)内で推定される石油総資産及び石油基金積立額から算定されており、国家予算への年間引き出し上限枠はESIの3%と定められている。但し、国会の承認を得た場合はESI設定額の上限を超える拠出ができる。
- 2012年度の未消化予算が多額であったことを踏まえ、2013年度にESI超過は行われなかったが、2014年度予算においては約2.7億米ドル、2015年度は約6.9億米ドルが超過計上されている(図8-4参照)。
- しかし、グレーターサンライズ・ガス田(9. 資源開発参照)からの収入がない場合、現在ある資源収入は2024年頃にはなくなると予想されており、国内歳入を増やす、歳出を抑える等の早急な財政改革が求められている⁶³(図8-1参照)。
- 資源歳入以外の税收や手数料収入等を含む国内歳入は、例年歳入総額の1割にも満たず、年々増加傾向にあるものの、増加は緩やかである。(図8-4参照)。

■歳出

- 戦略開発計画(SDP)の政策方針に従い、2011年にインフラ整備のための「インフラ基金」と奨学金を主とする人材育成のための「人材資本開発基金」を創設した。
- 政府歳出主導型の経済であり、石油収入を背景に歳出が増加したことにより、2007年は国内避難民帰還のための補助金や年金など予算が大幅増となった。2010年以降は開発段階へ移行したこととその後インフラ基金設立によって、道路や水の分野など基礎インフラへの予算が急増している(図8-5、6参照)。
- 当地における経常経費⁶⁴(Recurrent)は年々増加傾向にある。インフラ等への予算は横ばい、もしくは低執行率によって減収傾向である一方、経常経費は2012年と比較して2015年度時点で約40%増加している。経常経費の増加はインフレを引き起こし、財政を圧迫する要因と1つとされ、今後の開発と発展に向

⁶¹ 2014 State Budget, Ministry of Finance, 2014.

⁶² Petroleum Fund of Timor-Leste Monthly Report May 2014, Central Bank of Timor-Leste, 2014.

⁶³ IMF.2010. Democratic Republic of Timor-Leste: 2013 Article IV Consultation – Staff Report, IMF, 2013.

⁶⁴ 賃金、社会保障等の公的資金移転、財・サービス

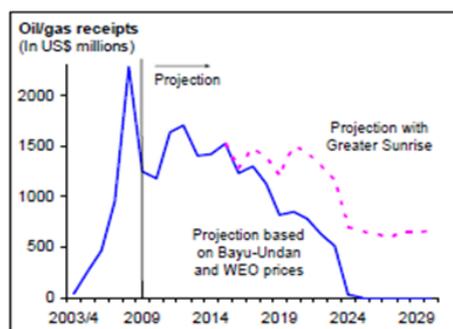
けた大きな懸念材料の1つと言える(図8-5参照)。

- 2015年度インフラ基金予算計上額では、オエクシ開発が1位、2位が道路、3位が電気事業となっている。2017年頃までに大型インフラ開発の目途をつけ、当基金の活用は徐々に減少させる予定である。
- 国家の発展に欠かせない人材開発は当地の重要な課題であるが、UNDPによると2009年度の国家予算に占める社会セクター(保健分野、教育分野)への拠出は、ASEAN諸国と比較しても低いという結果となっている⁶⁵(表8-1参照)。加えて、政府機関の能力不足により、予算が重点課題に対して適切に配分、執行できないという課題もある。
- 初代アルカティリ政権(2002年～)下では、債務返済に苦しむアフリカ諸国の姿を目の当たりにしたこともあり、借款は行われていなかったが⁶⁶、2011年9月に公的負債に関する法律(Public Debt Regime Law)が制定され、2012年度予算において当地で初めての借款が行われた(借款実施はLaw No.16/2011にて承認)。これらは、世銀、ADB、日本からの借款であった⁶⁷。2013年時点では、新たに ADB から総額5,000万米ドル、2件の借款と、世銀から4,000万米ドル、1件の借款が行われた⁶⁸。
- 開発ドナーのコミットメント額は徐々に減少させ、ゆくゆくは0にすることが目標であるが、援助額は減少していない。

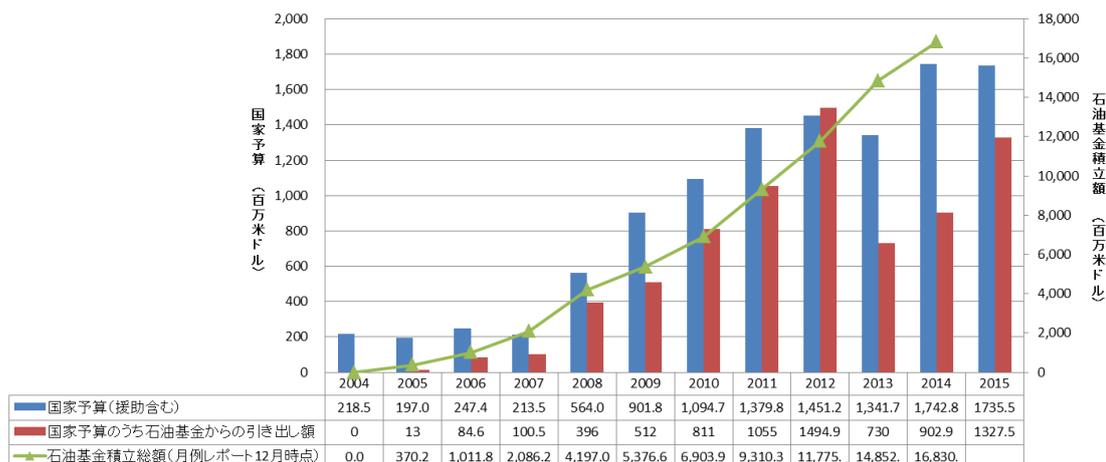
【表8-1】保健・教育分野への予算配分
(ASEAN諸国と東ティモールの比較)

国	保健分野(%)	国	教育分野(%)
タイ	11.3%	マレーシア	25.2%
マレーシア	7.0%	タイ	25.0%
ベトナム	6.8%	インドネシア	17.2%
インドネシア	5.3%	ベトナム	17.1%
東ティモール	4.8%	東ティモール	9.2%

【図8-2】石油・ガス収入予測



【図8-3】国家予算及び石油基金積立額推移



※2004年から2013年までは執行ベース、2014年度は推定値、2015年度は予定値
※石油基金積立総額は2014年11月時点

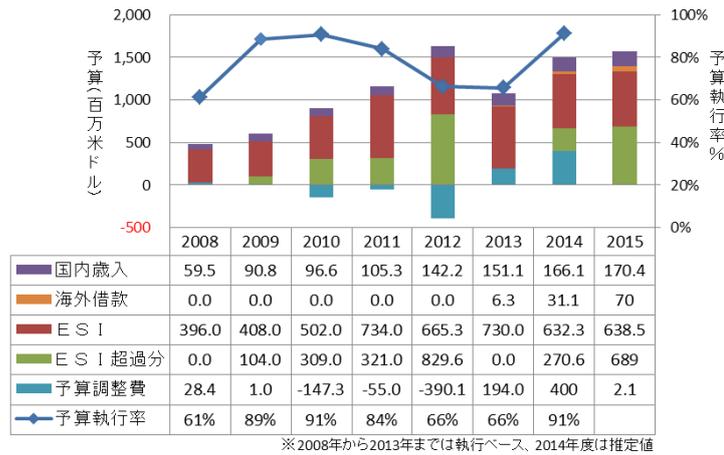
⁶⁵ Timor-Leste Human Development Report 2011, UNDP, 2011.

⁶⁶ 東ティモール民主共和国 JICA 国別分析ペーパー, JICA, 2013.

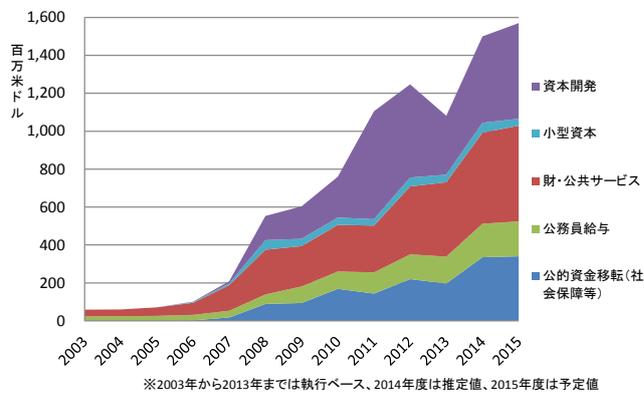
⁶⁷ 'Timor-Leste is going into debt', La'o Hamutuk Web page, 2013.

⁶⁸ 'Timor-Leste is going into debt', La'o Hamutuk Web page, 2013.

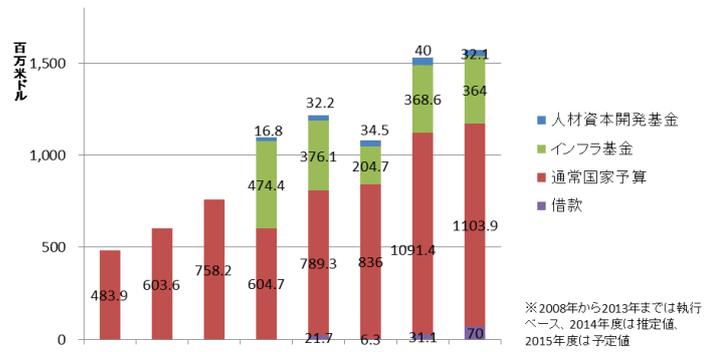
【図8-4】国家予算 歳入詳細と執行率



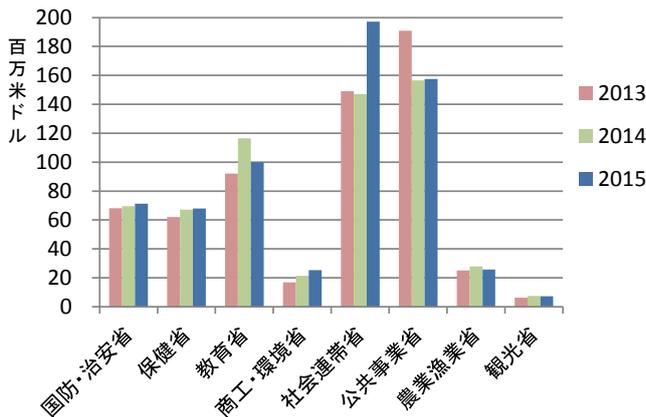
【図8-5】通常国家予算(CFTL)内訳推移



【図8-6】国家予算内訳(ドナー拠出除く)



【図8-7】省庁別予算割当



9. 資源開発

- ティモール海では石油、天然ガスが採掘され、それぞれの埋蔵総量は石油⁶⁹が約9.87億バレル、天然ガ

⁶⁹ 原油の随伴ガスとしてLPガスも回収、生産される。LPガスとは、炭化水素を主成分としたガスを圧縮して液化したもので、日本においては家庭用燃料として利用されている(都市ガスとは異なる)。

ス⁷⁰が約11.1兆立方フィートと推定されている⁷¹。オーストラリアと東ティモールはティモール海条約 (Timor Sea Treaty:TST)を通して共同石油開発区域 (Joint Petroleum Development Area:JPDA)を設定し、石油・天然ガスの共同開発を行っている(石油・天然ガスはオーストラリア側に輸送され、当地はロイヤリティー収入が支払われる)。現在ではバユ・ウンダン・ガス田、キタン油田、グレーターサンライズ・ガス田が確認されている。JPDAはTSTによってJPDA区域と東ティモール側90%、オーストラリア側10%の資源収入を分配することが規定された。

- JPDAとオーストラリア領にまたがった位置にあるグレーターサンライズ(GS)・ガス田(JPDA区域:オーストラリア領、2:8)にはTSTとは別にInternational Unitisation Agreement for Greater Sunrise (IUA (2007年発効)とティモール海におけるある種の海洋取決めに関する条約 (Treaty on Certain Maritime Arrangements in the Timor Sea (CMATS条約) (2007年発効)が適用される。CMATS条約は2007年時に批准され、GSガス田における資源収入は折半されることが明記されていた。独立当初から両国がティモール領海域を明確化していなかったが、CMATS条約は領海問題を棚上げし、同海域の開発を進めることを明記している。両国は上記2条約を発効させ同海域の資源開発が開始された。また、CMATS条約は発効から50年間後(2057年)までの時限法である。付帯条項として、発効から6年後(2012年)迄にJVの開発計画を両国が承認しない場合、発効から10年後(2016年)迄に生産を開始しない場合は書面文書による一方的通知により同条約を破棄することができる(CMATS条約12条)。発行から6年経った2013年2月28日以降も同条約破棄に係る書面は両政府から提示されていない。

【表9-1】ティモール海における資源開発と日本企業の参画状況^{72,73}

	バユ・ウンダン	キタン	-	グレーター・サンライズ
鉱区名	JPDA03-12/13	JPDA06-105	JPDA06-103	JPDA03-19/20
開発状況	採掘中	採掘中	掘削準備中	ペンディング
埋蔵資源	天然ガス、コンセデレート、LPG	軽油		天然ガス、コンセデレート
予想埋蔵量	天然ガス:約3.4兆立方フィート(LNG換算=約8,000万吨) コンセデレート:約4億バレル	3~4,000万バレル		天然ガス:約7.7兆立方フィート コンセデレート:約3億バレル
オペレーター	コノコ・フィリップス(米)	エニ(伊)	オイレックス(豪)	ウッド・サイド(豪)
JV	エニ(伊)、サントス(英)、東京ガス・東京電力、INPEX(日)	INPEX(日)、タリスマン(加)	ジャパン・エナジー(日)、Videocon(印)、Bharat Petro Resources(印)、GSPC(印)、Pan Pacific Petroleum(豪)	コノコ・フィリップス(米)、シェル(米)、大阪ガス(日)
備考	2004年から採掘開始、2009年頃をピークに2023年まで採掘予定。	2010年から採掘開始、2017年まで採掘予定。		開発が開始されれば、30年間採掘可能と見込まれている。

● 天然資源開発諸問題

(ア)CMATS条約有効性問題

2013年4月23日、東ティモールはオーストラリアに対し、2002年の「ティモール海条約 (Timor Sea Treaty)」に基づきCMATS条約正当性に係る仲裁を申し立てた。東ティモール側は2002年CMATS条約交渉中にオーストラリアが東ティモール側に諜報活動による情報操作を行ったとして、同条約の有効性に異議を申し立ており、現在係争中である。2014年9月に両者の次回ヒアリング実施がICJの決定により6ヶ月間延期され、その間に両国間で対話を行うこととなった。

(イ)JV免税問題

「キ」油田、「バ」ガス田の開発事業に参画するJVと当地政府は徴税に係る問題を抱えており、総額は30億米ドルを超えると報道されている。現在、ディリ地方裁判所及びUNCITRAL仲裁ルールに基

⁷⁰ 天然ガスは液化天然ガス(LNG)として日本に輸出されている。LNGとは、メタンを主成分とした天然ガスを-164°Cまで冷やして液化したものである。

他の化石燃料と比べて二酸化炭素の排出量が少なく、クリーンなエネルギーとされている。

⁷¹ LaoHamutuk home page: <http://www.laohamutuk.org/Oil/curse/OilInTLOilwatch.htm>

⁷² National Petroleum Authority (ANP) home page: <http://www.anp-tl.org/webs/anptlweb.nsf/pgLafaekFieldList>

⁷³ LaoHamutuk home page: <http://www.laohamutuk.org/Oil/curse/OilInTLOilwatch.htm>

づいた仲裁手続きを行っている。2014年12月時点で、ディリ地方裁判所争われていた16事案に関して当地政府側が敗訴している。

● 採取産業透明性イニシアティブ (EITI)

EITIは、2002年にトニー・ブレア元英国首相の提唱によって設立され、石油・ガス・鉱物資源等の開発に係る採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減に繋がる責任ある資源開発を促進するという多国間協力の枠組みである。2015年2月時点の遵守国は世界で48ヶ国であり、当国は2008年にアジアで最初に認定され、資源開発に係る資金の流れの透明性の確保に関し積極的に取り組んでいる。なお、国際NPO: The Revenue Watch Institute発表の「資源ガバナンス指標2013」(RGI: Resource Governance Index)にてRGI調査全58カ国中、当地は総合で13位、石油基金の透明性については全体で5位と評価され、EITI遵守国としての評価は高い。

● その他、鉱物資源開発

当地には石油、天然ガス以外にも銅、金、クローム、マンガン等が存在すると言われているが、その埋蔵量は具体的な調査が行われておらず定かではない。また、鉱物開発を行うために必要な「鉱物法 (Mineral Law)」は未だ国会に於いて議論されており、施行には時間がかかると言われている。

10. 開発援助

■東ティモールに対する主要援助国⁷⁴

- 2013年時点でバイ21ヶ国、マルチ19機関が当地に対する援助や支援活動を行っている⁷⁵。
- 各分野と支援額の割合に関しては、教育・訓練、保健を含む「社会」戦略セクターが最も多くの支援を受けており、教育と保健の2分野で「社会」戦略セクター支援額の約80%を占める。「インフラ」戦略セクターでは、道路・橋梁に対する支援が2012年対比で57%増加している。農村開発、観光等を含む「経済」戦略セクターでは、農村開発支援が2012年対比で4倍以上伸びており、農業支援も25%伸びている。「ガバナンス」戦略セクターにおいては、治安対策に対して最も多くの支援がなされている(表10-1参照)。
- 国別で見ると、オーストラリアは東ティモールの経済成長の基盤となる水・衛生分野を中心として、道路整備、農業、教育、保健等の案件に満遍なく支援を行っている。
- EUは農作物の生産性向上や農村開発を中心に、保健、中央政府の制度構築等に支援を行っている。
- ポルトガルは、教育分野に全体予算の約60%を投入し、その他中央政府の制度構築、農業開発等に支援を行っている。
- 韓国(KOICA)は、教育分野への支援が全体の約80%を占め、中等教育機関、技術学校等への支援に力を入れている。

【表10-1】戦略セクター別被支援割合

	2012		2013		2014		2015	
	予算	%	予算	%	予算	%	予算	%
社会セクター(教育、保健、環境等)	81,700	38.3%	78,500	34.0%	62,900	26.7%	55,000	33.2%
インフラセクター(道路、橋、電気等)	43,000	20.1%	46,500	23.3%	116,600	49.4%	54,800	33.1%
経済セクター(農業、観光、民間支援等)	32,700	15.2%	46,600	20.2%	28,100	11.9%	35,900	21.7%
ガバナンスセクター(治安、防衛、司法等)	56,500	26.4%	51,000	22.1%	28,300	12.0%	18,000	10.9%
合計	213,900		222,600		235,900		163,700	

千米ドル

※2012,2013年は確定値、2014,2015年は予定値

⁷⁴ 2013 Development Cooperation Report For Timor-Leste Donor Profiles, Ministry of Finance, 2014.

⁷⁵ 2013 Development Cooperation Report For Timor-Leste Overview, Ministry of Finance, 2014.

【表10-2】上位7ドナー支援額推移

	千米ドル					
	2011	2012	2013	2014	2015	2013年割合
オーストラリア	96,000	86,695	72,500	58,700	56,000	31%
ADB	6,000	10,987	23,200	38,700	12,100	10%
EU	69,000	10,100	23,000	23,700	22,900	10%
ポルトガル	26,000	33,000	22,400	-	-	10%
日本	28,000	20,634	13,800	24,400	18,300	6%
アメリカ	13,800	17,443	12,500	-	-	5%
中国	21,300	17,100	8,700	11,600	-	4%
その他		57,481	54,800	27,800	56,200	24%

※2011-2013年は確定値、2014、2015年は予定値

■援助協調⁷⁶(脆弱国グループ:g7+)

- 東ティモールは、過去紛争経験等による国家の脆弱性等を共通課題に持つ世界20ヶ国⁷⁷からなる脆弱国グループ:g7+において、本グループの基本原則である「ニュー・ディール」を実行するパイロット7ヶ国の内の1つであり、オーストラリアをパートナー国としている。
- 東ティモールは本グループにおいて設立当初から中心的な役割を果たし、ピレス前財務大臣は2014年5月末まで本グループの議長を務めた。
- 2012年に行われた脆弱性アセスメント⁷⁸では、「治安」に関して大きな前進があったと評価を受けた他、「包括的政治」、「歳入とサービス」についても適度な前進が見られたとの評価であった。一方、「司法」「経済基盤」に関しては今後さらなる改善が必要との評価であった⁷⁹。
- 当地から加盟国への経済支援は小規模ながら2009年から始まっており、2012年にはハイチに対して100万米ドル、2013年にはギニアビザウの選挙支援で600万米ドル、サントメ・プリンシペに対して700万米ドルの経済支援を行った⁸⁰

11. その他

■オエクシ開発

- オエクシは西ティモールに飛び地として位置し、来年2015年はポルトガル人がオエクシに到着してから500年という記念の年である。これにあわせて、オエクシの道路や港建設等のインフラ整備が急ピッチで行われている。
- 2011年8月17日には、改正オエクシ基金法が制定された。
- 2014年6月18日には、オエクシの特別経済・行政区設立に関する法律が制定され、財政、税制、調達等の独立性が明記された他、インフラや通信整備に投資を行うとするオエクシ基金の目的も明示されている。
- ドナー機関の中では、国連開発計画(UNDP)が2014年7月時点で大々的に開発支援を行っている。
- 2015年1月25日には、オエクシ行政区に権限委譲を行う式典が開催された。

■ジェンダー⁸¹

- 2015年1月の時点で、当地において男女平等に係る基本的な法律整備と条約批准、及び行動計画の策

⁷⁶ 途上国の「開発目標」を明確にし、その下で様々な援助主体が活動を協調させ、途上国と共に効果的・効率的な開発協力を進めていこうという動き

⁷⁷ アフガニスタン、ブルンジ、中央アフリカ、チャド、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ギニアビザウ、ギニア、ハイチ、リベリア、コモロ連合、パプアニューギニア、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、東ティモール、トーゴ、イエメン

⁷⁸ 国際機関やドナー機関が行うのではなく、加盟国主導で各加盟国の治安、政治、経済等に内在する脆弱性を審査する仕組み。

⁷⁹ 2013 Development Cooperation Report For Timor-Leste Overview, Ministry of Finance, 2014.

⁸⁰ 2013 Development Cooperation Report For Timor-Leste Overview, Ministry of Finance, 2014.

⁸¹ 国別ジェンダー情報整備調査 東ティモール国 最終報告書, JICA, 2011.

定は行われている(表11-1、2参照)。

- 2008年9月 Decree Law No. 7/2008にて男女平等促進庁(SEPI: Secretary State for the Promotion of Equality)が設置され、ジェンダーに係る政策の策定と評価、省庁間協調を担当している。2012年 Decree Law No. 14/2012にて13県にジェンダーフォーカルポイントが設置された。
- しかし、SEPIへの予算配分は例年全体の1%程度であり、計画実行には制約も多い。
- 当地に於いて非常に顕著であるのが、全体の38%という女性国会議員の割合が挙げられ、国家づくり初期の段階で男女平等を推進した結果として評価されている(表11-2参照)。
- 当地の場合、経済、保健、教育等ほぼすべての分野において男女ともに課題を抱えている。女性に対する家庭内暴力、性暴力問題については、問題として大きく取り上げられている。
- 男女別の統計資料が不足しており、現状を的確に把握するには困難が多い。

【表11-1】ジェンダー関連条約、国内法整備状況⁸²

条約・法律	CEDAW	家庭内暴力対策法	憲法	民法	労働法	国家行動計画
詳細	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(2003年4月16日加入)	2010年7月に制定。	第17条にて男女平等を規定。第57条にて万人のための教育が謳われている。	土地、財産所有における男女平等を規定。	男女雇用機会均等法について規定。産休について規定。	第3次改定版行動計画2012-2017遂行中。

【表11-2】課題別現状⁸³

政治分野	教育分野	保健医療分野	経済活動分野
<p>◆女性国会議員割合:全体の38%(2012年選挙時)、ミレニアム開発目標地値の35%を既に上回っている。</p> <p>◆女性県知事0名、郡知事1名、村(Suco)レベルにおける女性の長は全体の2.5%にとどまっており、中央と地方との格差が存在する。</p>	<p>◆識字率:男78.6%、女68%</p> <p>◆純就学率:初等教育(男70%、女71%)、中等教育(男21%、女25%)、高等教育(男14%、女18%)</p> <p>◆国家教育法(2008):男女の教育機会の平等が打ち出されている。</p> <p>◆現状、男女ともに中等教育以降の就学率低下が著しい。</p> <p>◆高等教育において、工学系学部への女子の就学が非常に限られている。</p>	<p>◆平均寿命:男60歳、女62歳</p> <p>◆妊産婦の死亡率:557(10万人中)</p> <p>◆出生率:5.7</p> <p>◆インドネシア占領下での女性の強制的な家族計画による心身被害等もあり、住民には家族計画に対する抵抗感があると言われている。</p> <p>◆若年妊娠も問題となっている。カトリックの影響もあり、妊娠した少女は中絶ができず、未婚のまま子供を産むことになるケースが多い。</p>	<p>◆労働市場参画率:男56%、女27%</p> <p>◆若年層参画率:男17.2%、女9.9%</p> <p>◆男女雇用機会均等は保障されているが、民間セクターがほとんど発達していないため、男女ともに民間企業に雇用される絶対数が少ない。</p> <p>◆全体的に、雇用されるためのスキルが欠けており、訓練へのアクセス自体も限られている。</p> <p>◆当地雇用促進庁(SEPFOPE)が、各種教育訓練を設けており、女性起業支援研修も設けられている。</p>
司法分野	農林水産分野	慣習分野	平和構築分野
<p>◆地方では男女ともに司法へのアクセスは限られ、村落での性暴力や家庭内暴力等は伝統的な法律の管理者である村の長老が仲裁するため、これらの問題が地域の裁判所まで持ち込まれることはほとんど無いと言われる。</p> <p>◆全国の女性警察官は、全体の18%程度(608名)であるが、その22%がディリに在籍している。</p>	<p>◆紛争下、男性は土地を離れざるを得ないことが多く、農作業(家畜、穀物、野菜栽培)のほとんどを女性が担っていたと言われる。</p> <p>◆コーヒーや米等、現金収入に結びつきやすい作物は男性が管理し、収入の少ない野菜や自給作物は女性が担うことが多いと言われる。</p> <p>◆女性がマイクロファイナンス等へアクセスし、作物を市場に流通される機会は限られている。</p>	<p>◆伝統的には家父長制で、男性が村と家庭の長を務め、家庭内では夫が決定権を持つ場合が多い。</p> <p>◆近親相姦の問題は特に地方で見られ、少女への性暴力、レイプが問題化している。</p>	<p>◆紛争下での暴力被害者にたいするカウンセリング、治療等は行われているが、具体的な被害者数、被害状況等は把握されていない。</p> <p>◆紛争によって大黒柱を失った寡婦世帯に対して「母の財布(Bolsa da Mae)」支援プログラムが実施され、女性世帯主1名に対して年45ドルが供与されている。</p>

■保健衛生

- 2013年の調査によると医療従事者は1,869名(医師666名、看護師483名、助産師244名)となっており、人口1,000名当たりの医師の数は0.4名(日本は2.1人)である。但し、東ティモールの医療設備

⁸² 国別ジェンダー情報整備調査 東ティモール国 最終報告書, JICA, 2011.

⁸³ Women's Access to Land and Property Rights in the Plural Justice System of Timor-Leste, Centre of Studies for Peace and Development, 2014.

(高度な外科的処置は取れないなど)、医薬品の配備状況は深刻な問題である(表11-1参照)。

- 当地の疾病別患者数をみると、急性上気道感染症患者数(1位;538, 212人)、下痢性疾患(2位:63, 417名)、肺炎(3位;34, 819名)となっており、急性上気道感染症の多さが目立っている。
- 東ティモールの新生児死亡率⁸⁴と乳幼児死亡率⁸⁵は高く、約5%が生後1年以内に死亡していることになる(表11-2参照)。
- 当地における5才未満の栄養失調児については、2010年の85%から比較して改善はしているものの、2013年時点でも52%の児童が栄養失調状態にあるとされている。
- マラリアの脅威については、全国的に激減している。2008年には全国のマラリア発生率が人口1,000人当たり132.9人であったが、2013年には0.9となっており大きな改善が見られる。

【表11-1】医療従事者数推移⁸⁶

	2010年	2011年	2012年	2013年
医師	102	250	293	666
助産師	272	267	302	244
看護師	477	487	302	483

【表11-2】人口動態統計⁸⁷

	東ティモール			インドネシア	日本
	1990年	2000年	2012年	2012年	2012年
平均余命(年)	50	-	66	71	84
新生児死亡率(人/出生千)	47	-	24	15	1
乳幼児死亡率(人/出生千)	129	83	48	26	2
5才未満死亡率(人/出生千)	171	106	57	31	3
妊産婦死亡率(人/出産十萬)	1,200	680	270*	190*	6*

*妊産婦死亡率は2013年度のデータを使用

■環境問題

- 当地においては、森林伐採、焼き畑による森林減少、表土流出が非常に大きな問題となっている。山間部の住民は暖房用、炊事用に薪を使用しており、昨今の急激な人口増加も相まって森林伐採のスピードは加速している。地力の落ちた斜面での地滑り等の災害発生も懸念されている。政府も住民による森林伐採縮小のための施策を講じてはいるものの、伐採のスピードに追いついていない。
- 環境・生物多様性保護法に関しては、UNTAET時代に制定された法律が現在も使用されており、現状に合わせた改定が必要と言われている⁸⁸。
- 建設プロジェクト、インフラプロジェクト実施に際しては、2011年以降当地独自の環境ライセンス法に基づいて行われている(それまではインドネシアの法律を採用)。しかし、ライセンス付与のプロセスが不透明、もしくはその後の環境アセスメントが不十分であるため、環境、生態系への悪影響を懸念する声もある⁸⁹。

■土地所有権問題⁹⁰

- 歴史的背景から、多くの(推計によっては83%)東ティモール人が先祖から受け継いだ土地からの移動を

⁸⁴ 1,000人の赤ちゃんが産まれたとき、4週間後までに死亡する率

⁸⁵ 生後1年間で死亡する率

⁸⁶ Relatoriu Estatistica Saude, Ministry of Health, 2014.

⁸⁷ World Health Statistics 2014, World Health Organization (WHO), 2014.

⁸⁸ Timor-Leste uses UNTAET law to protect environment May 26, Televizaun Timor-Leste, 2014.

⁸⁹ Environmental Licensing- Who needs it? 08 May 2014, La'o Hamutuk, 2014.

⁹⁰ 'The Lay of the Land: Land Access and Dispute Resolution in Timor-Leste' Justice for the Poor, World Bank, 2010.

したこともあり、不動産所有者が不明な土地が多く存在している他、登記が重複しているケースも存在する。また、土地所有について定めた「土地法」が上記当地事情の複雑性により制定が遅れており、土地所有については各地に存在する習慣法によって決められることが多いため、住民同士もしくは政府による土地収用等に際して多数の紛争が生じている。

- 土地法が不在であることは、今後国内外からの投資を促進するためには障害となりうると言われている。

■メディアと規制問題⁹¹

- 当地憲法第40、41条には全ての国民の表現、情報及び報道に対する自由が保障されており、当地にはテレビ局が1社、新聞社が5社、複数のラジオ局が存在する。
- 2013年8月に「メディア法」草案が閣僚会議で承認されて以来国会で審議が継続している。
- 同法で問題として指摘されているのは、表現、報道の自由を侵害する可能性がある点である。例えば、外国人ジャーナリストの当地での活動は当地政府の許可制になる、報道機関に属さない個人、報道機関でない団体が当国について報道を行うことを禁止する、といった点である。
- 2014年、裁判所は同法のいくつかの点が当地憲法に抵触、もしくは違憲とする見解を示している。
- 外国人ジャーナリストで構成される国際ジャーナリスト連盟も当地での報道の自由を保障するようオンライン上で政府に嘆願書を提出している。

⁹¹ La'o Hamutuk online <http://laohamutuk.org/misc/MediaLaw/14MediaLaw.htm> , 2014.